

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に當たるときは、その翌日)

五年厚生省令第二十一号)第十二条の規定により告示する。

昭和四十九年八月三十日

目次

◆告示 生活保護法による医療機関の指定

生活保護法による診療所の廃止

保険医療機関等の指定

保険医の登録

国民健康保険医の登録があつたものとみなされるもの

入会林野整備計画の適否の決定

保安林の指定の解除

都市計画の変更に係る図書の写しの縦覽

◆公告 高圧ガス作業主任者試験の実施

鳥取県告示第七百二十四号

生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があつたので、同規則同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年八月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

指定期月日	名 称	所 在 地	廃止年月日
昭和四十九年八月一日	若桜柿坂医院	八領郡若桜町大字若桜二九六番地の一	

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
柿坂医院若桜出張所	八領郡若桜町大字若桜二九六番地の一	昭和四十九年七月三十一日

鳥取県告示第七百二十五号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

昭和四十九年八月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

生活保護法(昭和二十五年法律第一百四十四号)第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のように指定したので、生活保護法施行規則(昭和二十

鳥取県告示第七百二十三号

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
安田内科医院	米子市二本木五三九	昭和四十九年八月一日
米 増 病 院	倉吉市宮川町二五六	"
祝 部 医 院	氣高郡氣高町浜村一の二	"
天 野 医 院	東伯郡大栄町由良宿 五一三	"
松 本 歯 科 医 院	東伯郡三朝町今泉六五七	"
崎 山 薬 局	東伯郡東伯町徳万 三〇三一一	"
小 坂 内 科 医 院	境港市高松町字後浜田 五九七一五	"
大賀美整形外科医院	米子市米原字大沢 九一六九	"
島 医 院	鳥取市伏野一七〇九一一	"
末恒出張診療所	鳥取市南町四〇一	十四日
宇山耳鼻咽喉科医院	鳥取市南町四〇一	十日
多名部歯科医院	倉吉市上井町一丁目一三	三日
谷 口 歯 科 医 院	鳥取市西町二丁目二〇四	十四日
多 名 部 歯 科 医 院	鳥取市羽合町久留一八一	六日

鳥取県告示第七百二十六号
健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定に

基づき、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

昭和四十九年八月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏 名	登録の記号及び番号	登 錄 の 年 月 日
鳥医第一、八九九号	鳥医第一、八九九号	昭和四十九年八月十二日
時 岡 正 明	時 岡 正 明	時 岡 正 明

鳥取県告示第七百二十七号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第二百九十二号)第三十九条第三項の規定により同法同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭三十三年政令第三百六十三号)第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年八月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

登録の記号及び番号	氏 名	登 錄 の 年 月 日
鳥国医第一、八九七号	田 中 明 輔	昭和四十九年八月三日
一、八九八号	林 恒 輔	六日

鳥取県告示第七百二十六号

鳥取県告示第七百二十八号

鳥取市国安入会林野整備組合組合長岡村重治から申請のあつた入会林野整備計画については、昭和四十九年七月二十四日適当と決定したので、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十一年法律第二百二十六号）第六条第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年八月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取市賀露町字港ノ壱一七二八の二（次の図に示す部分に限る。）
二 保安林として指定された目的
風害の防備
三 解除の理由
保育所敷地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

一 縦覧に供する書類の名称

国安入会林野整備計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十九年八月三十一日から三十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取県農林部林務課及び鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して三十日以内に申し出ること。

昭和四十九年八月三十日

鳥取県告示第七百三十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十二条第一項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、鳥取市から鳥取都市計画公園の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十二条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、鳥取県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

昭和四十九年八月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第七百二十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和四十九年八月三十日

公 告

一 解除に係る保安林の所在場所

鳥取県知事 平 林 鴻 三

昭和49年8月30日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

四

高圧ガス取締法（昭和26年法律第204号）第31条第2項の規定により、昭和49年度下期高圧ガス作業主任者試験を次のとおり実施する。

1	日時	昭和49年12月1日 午前9時30分から午後3時まで	
2	場所	鳥取市及び米子市	
3	試験の種類、試験科目及び時間		
	試験の種類	試験科目	時間
	高圧ガス取締法に係る法令及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に係る法令	9時30分から 10時30分まで	(1) 受験願書 (2) 履歴書 (3) 写真 1枚(手相型とし、出願前6月以内に撮影した正面と上半身像で、その裏面に氏名、年齢及び撮影年月日を記載したもの)を受験願書の写真欄にはりつけること。)
	液化石油ガスの製造に必要な通常の保安管理の技術	10時40分から 12時10分まで	(4) 高圧ガス保安協会講習修了証又はその写し(高圧ガス取締法第31条第3項の規定により試験の一部を免除されるものに限る。)
	液化石油ガスの製造に必要な通常の応用化学及び基礎的な機械工学	13時から15時まで	5 手数料及びその納付方法
	高圧ガス取締法に係る法令	9時30分から 10時30分まで	(1) 手数料 丙種化学作業主任者免状に係る試験及び第三種冷凍機械主任者免状に係る試験 700円 第二種冷凍機械主任者免状に係る試験 800円
	第二種冷凍機械主任者免状に係る試験	10時40分から 12時40分まで	(2) 納付方法 (1)に記載する金額に相当する額の鳥取県収入証紙を受験願書の手数料欄にはりつけて納付すること。この場合、消印しないこと。
	冷凍のための高圧ガスの製造に必要な基礎的な応用化学及び機械工学	13時30分から 15時まで	6 その他 (1) 受験願書及び履歴書の用紙は、鳥取県総務部消防防災課、鳥取県LPGガス協会及び鳥取県冷凍設備保安協会に備え付けてある所定の用紙を用いること。 (2) 受験願書を提出した者には、受験票を交付する。 (3) 試験の結果は、合格者に通知する。 (4) 不明な点は、鳥取県総務部消防防災課に問い合わせること。
	第三種冷凍機械主任者免状に係る試験	9時30分から 10時30分まで 10時40分から 12時10分まで	